



第75号

編集と発行



最上川中流土地改良区

〒990-2476 山形市飯沢62番地の2
 TEL(023)645-1210(代表) FAX(023)645-2613
 E-mail:yamagata@mogami-churyu.or.jp
 ホームページ:http://www.mogami-churyu.jp

平成27年6月発行



【当区事務所屋上より月山と葉山を望む】

〈主な項目内容〉

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| ○第160回総代会開催 …………… 2 | ○春の利水豊穰祈願祭、管理運営委員会だより… 8 |
| ○第159回総代会開催、新規事業 ……… 3 | ○水利調整委員及び水利について ……… 9 |
| ○平成27年度予算のあらまし …………… 4 | ○改良区への通知、使用料・手数料について …10 |
| ○平成27年度賦課金について …………… 6 | ○管理運営委員会と担当職員、事務局機構 他 …11 |
| ○平成27年度地区除外決済金について… 7 | ○多面的機能支払交付金活動 他 ………12 |

になり、少しでも農業が元気になるかと願っています。

昨年より(株)山形発電「小水力南館発電所」の更新について説明申し上げておりますが、昨年の七月にFIT・ESCOサービス契約を締結後、行政機関との各種協議や手続きを終え、固定価格買い取り制度の条件を充たす発電設備の計画概要等もできあがり、国に申請して設備認定を取得できました。そして東北電力株式会社に系統連系申込書を提出し、受理されたことにより、買い取り価格二十四円/kwh単価が確定しました。平成二十四年四月一日運転開始に向けて確実に前に踏み出しましたことをご報告申し上げます。

【議決案件】

議決第一号

区有財産(不動産)の取得について

議決第二号

平成二十六年度一般会計収支補正予算(第二号)

議決第三号

平成二十六年度国・県営維持管理事業特別会計収支補正予算(第二号)

(他八十一議案)



平成二十六年度補正予算等

全案件が可決承認されました

【議決案件】

議決第一号

区有財産(不動産)の処分について

議決第二号

平成二十六年度一般会計収支補正予算(第一号)

議決第三号

平成二十六年度国・県営維持管理事業特別会計収支補正予算(第一号)

(他九議案)



◆◆◆平成27年度の新しい事業の取り組み◆◆◆

(平成27年6月1日 現在)

◆農業水利施設保全合理化事業◆

(農業水利施設等整備事業)

【概要】西部地区においてパイプライン付帯施設のバルブ類・空気弁等の老朽化により、維持管理に支障をきたしています。このため農業用水の安定確保等のため更新整備を実施します。

Table with 2 columns: 事業主体 (山形県), 実施期間 (平成27年度~平成30年度(予定)), 事業費 (28,000万円), 負担区分 (国庫負担 50%, 県費負担 27.5%, 市町費負担 10%(山形市、山辺町), 地元負担 12.5%(3,500万円))

◆農地耕作条件改善事業◆

○水田の畦畔除去による区画拡大をします

【概要】出羽明治地区において水田の畦畔除去による区画拡大(受益面積A=50ha)をし農地整備を実施し生産効率の向上等を図るものです。(定額助成)

Table with 2 columns: 事業主体 (最上川中流土地改良区), 実施期間 (平成27年度~平成31年度(予定)), 概算事業費 (5,000万円), 負担区分 (国庫負担 100%)

○排水路を整備します

【概要】志戸田地区(中部)において排水路整備(L=30m)を実施し生産効率の向上等を図るものです。(定率助成)

Table with 2 columns: 事業主体 (最上川中流土地改良区), 実施期間 (平成27年度~平成28年度(予定)), 概算事業費 (1,750万円), 負担区分 (国庫負担 50%, 県費負担 4%, 市費負担 30%(山形市), 地元負担 16%(280万円))

一般会計のあらまし

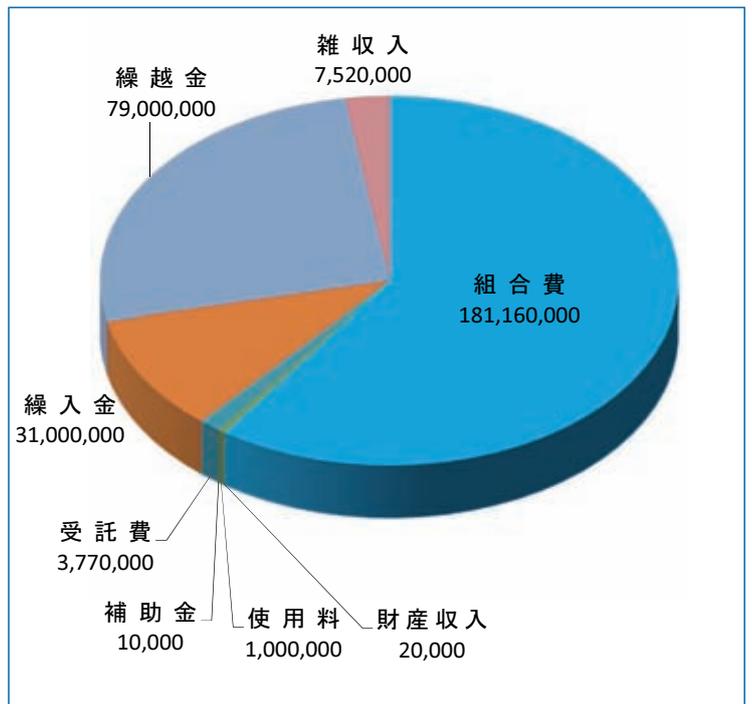
平成27年度の一般会計収支予算及び各特別会計収支予算は、第160回総代会において議決されました。

収支予算額 303,480,000円

【収入】

[単位：円]

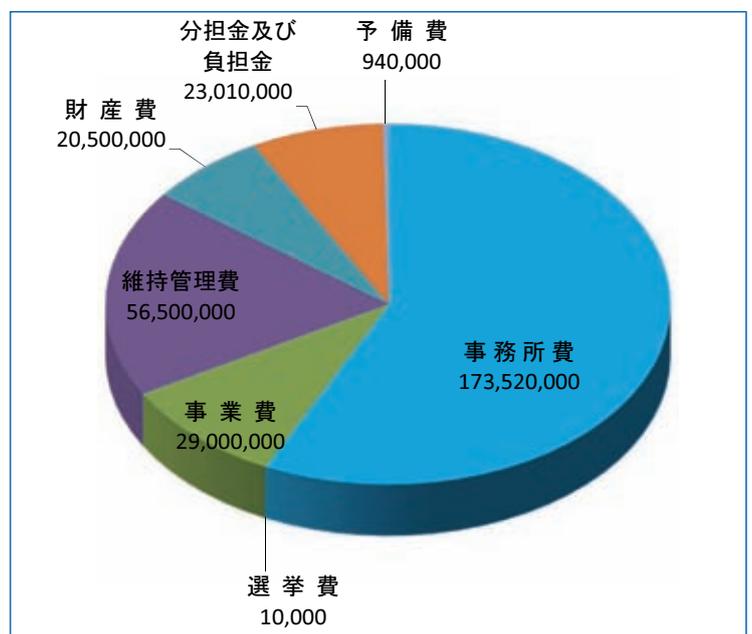
科目	本年度予算額
組合費	181,160,000
財産収入	20,000
使用料	1,000,000
補助金	10,000
受託費	3,770,000
繰入金	31,000,000
繰越金	79,000,000
雑収入	7,520,000



【支出】

[単位：円]

科目	本年度予算額
事務所費	173,520,000
選挙費	10,000
事業費	29,000,000
維持管理費	56,500,000
財産費	20,500,000
分担金及び負担金	23,010,000
予備費	940,000



平成27年度 国・県営維持管理事業特別会計収支予算

(単位:千円)

収 入			支 出		
科 目	本年度予算額	附 記	科 目	本年度予算額	附 記
組 合 費	90,890	国営 10a当たり 1,700円 県営 10a当たり 1,200円	事 務 費	22,900	国・県営事務諸費
繰 越 金	60,000	前年度繰越見込額	事 業 費	49,020	国・県営施設補修工事他
補 助 金	10		維 持 管 理 費	50,510	施設維持管理費
交 付 金	16,470	適正化事業交付金	分担金及び負担金	10,850	負担金他
補 償 費	10		繰 出 金	28,520	基幹施設馬見ヶ崎川特別会計他へ
繰 入 金	10,050	償却資産準備金積立会計より	加 入 金	2,710	適正化事業拠出金
雑 収 入	1,150	未収賦課金他	予 備 費	14,070	予備費
合 計	178,580		合 計	178,580	

平成27年度 各特別会計収支予算

(単位:千円)

会 計 名	収支予算額	会 計 名	収支予算額
県営基幹水利施設馬見ヶ崎川合口頭首工管理事業特別会計	5,530	久保手・北ノ原及び隔間場地区特別積立会計	4,690
県営基幹水利施設門伝揚水機場管理事業特別会計	32,530	出羽・明治地区団体営かんばい事業特別積立会計	65,190
国営造成施設管理体制整備促進事業特別会計	3,270	西 部 地 区 特 別 積 立 会 計	246,240
管 理 棟 維 持 管 理 特 別 会 計	31,540	北 部 地 区 特 別 積 立 会 計	14,780
農地・水・環境保全向上対策特別会計	90	八ヶ郷地区特別積立会計	6,070
水源涵養林維持管理特別会計	1,700	十文字地区特別積立会計	8,710
大郷地区水田畑地化事業特別会計	31,040	成沢地区特別積立会計	20,020
明 治 地 区 特 別 会 計	5,430	南 山 形 地 区 特 別 積 立 会 計	2,050
千 歳 地 区 特 別 会 計	3,420	中 部 地 区 特 別 積 立 会 計	42,600
出 羽 地 区 特 別 会 計	9,830	玉 虫 地 区 特 別 積 立 会 計	27,340
久保手・北ノ原及び隔間場地区特別会計	3,740	役 員 退 任 積 立 特 別 会 計	12,560
出羽・明治地区団体営かんばい事業特別会計	38,510	職 員 退 職 給 与 資 金 特 別 会 計	212,690
西 部 地 区 特 別 会 計	37,230	地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	690,920
北 部 地 区 特 別 会 計	16,220	明 治 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	4,420
八ヶ郷地区特別会計	11,800	千 歳 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	4,570
十文字地区特別会計	1,320	出 羽 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	20,020
成 沢 地 区 特 別 会 計	2,010	久保手・北ノ原及び隔間場地区除外決済金特別会計	1,680
南 山 形 地 区 特 別 会 計	27,660	出羽・明治地区団体営かんばい事業地区除外決済金特別会計	11,520
中 部 地 区 特 別 会 計	39,210	西 部 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	32,490
玉 虫 地 区 特 別 会 計	4,560	北 部 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	20,500
財 政 調 整 資 金 積 立 会 計	251,240	八ヶ郷地区除外決済金特別会計	17,960
償 却 資 産 準 備 金 積 立 会 計	745,660	十文字地区除外決済金特別会計	3,410
補 償 金 特 別 積 立 会 計	32,260	南 山 形 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	26,550
明 治 地 区 特 別 積 立 会 計	15,020	中 部 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	39,140
千 歳 地 区 特 別 積 立 会 計	220	玉 虫 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	6,300
出 羽 地 区 特 別 積 立 会 計	10,310		

平成27年度 賦課金について

今年度の賦課金は下記のとおりです。

(単位:円)

賦課区分	10a当たり 賦課金	第1期	第2期	賦課区分	10a当たり 賦課金	第1期	第2期
経常賦課金				北部地区特別賦課金			
一般賦課金	5,200	2,600	2,600	北部全地区	500	500	-
藤沢川・十文字地区	2,600	1,300	1,300	今江第1地区	1,500	1,500	-
特別賦課金				今江中野地区	1,500	750	750
十文字地区	2,600	1,300	1,300	今江内表地区	1,700	1,700	-
				今江第3地区	1,000	1,000	-
				北部第1地区	1,000	1,000	-
				北部第2地区	800	400	400
国・県営維持管理事業賦課金				馬洗場地区	1,000	1,000	-
国営地区	1,700	850	850	成安地区 (田)	2,000	2,000	-
県営地区	1,200	600	600	成安地区 (畑)	1,000	1,000	-
				三社地区	600	600	-
明治地区特別賦課金 全地区	1,700	850	850				
千歳地区特別賦課金 全地区	1,200	600	600				
出羽地区特別賦課金				八ヶ郷地区特別賦課金			
全地区	2,200	1,100	1,100	八ヶ郷全地区 (田)	1,200	600	600
東地区	500	250	250	八ヶ郷全地区 (畑)	1,000	500	500
北道上地区	500	250	250	八ヶ郷全地区(未整理地)	260	130	130
				陣場地区	1,000	500	500
久保手・北ノ原及び隔間場地区特別賦課金				陣場新田地区	900	450	450
全地区	3,000	1,500	1,500	吉野宿地区	1,000	500	500
かんばい地区	3,000	1,500	1,500	鯨洗地区	1,000	500	500
百花園地区	2,000	1,000	1,000	鯨洗夫役	500	250	250
				中野地区	1,500	750	750
				船町地区	500	250	250
				内表地区	600	300	300
出羽・明治かんばい事業特別賦課金							
全地区 (田)	5,000	2,500	2,500	南山形地区特別賦課金			
全地区 (畑)	2,500	1,250	1,250	南山形全地区 (田)	1,950	975	975
				南山形全地区 (畑)	1,170	585	585
				黒沢頭首工維持管理	1,170	585	585
				未整理地区 (田)	1,950	975	975
				成沢地区 (田)	1,755	878	877
				黒沢頭首工上山負担金	6,910	3,455	3,455
				事業賦課金整理地 (田)	3,400	1,700	1,700
				事業賦課金整理地 (畑)	2,040	1,020	1,020
				事業賦課金未整理地 (田)	3,400	1,700	1,700
				事業賦課金成沢地区 (田)	3,060	1,530	1,530
西部地区特別賦課金				十文字地区特別賦課金	4,000	2,000	2,000
西部全地区	2,500	1,250	1,250	玉虫地区特別賦課金全地区	2,500	1,250	1,250
ほ場外地区	660	330	330				
山王頭首工上流地区	310	155	155				
池沼水利費	660	330	330				
中部地区特別賦課金							
県ぼ内地区 (田・畑)	1,500	750	750				
未整理地 (田)	400	200	200				
長表北部・松栄地区 (田・畑)	4,000	2,000	2,000				
事業特別・田	2,500	1,250	1,250				
事業特別・畑	750	375	375				

※ 賦課金の算出金額は1円未満切り捨てとする。

※ 賦課基準日 … 平成27年4月1日 ※ 納付期限 … 第1期 7月31日
 第2期 11月30日

平成27年度 各地区の賦課金について

一般会計及び各特別会計の賦課金を各地区毎に集計しますと、次のとおりです。
 賦課金の内訳は地区毎に異なりますので、詳しくは土地改良区へお問い合わせ下さい。

(単位:円)

地 区 名	10a当たり賦課金	地 区 名	10a当たり賦課金
玉 虫 地 区	8,100 + (地区賦課金)	北 部 地 区	8,100 + (地区賦課金)
南 山 形 地 区	8,100 + (地区賦課金)	千 歳 地 区	6,900 + (地区賦課金)
西 部 地 区	8,100 + (地区賦課金)	出 羽 地 区	8,100 + (地区賦課金)
久保手・隔間場地区	8,100 + (地区賦課金)	明 治 地 区	8,100 + (地区賦課金)
中 部 地 区	6,900 + (地区賦課金)	十 文 字 地 区	5,200 + (地区賦課金)
八ヶ郷地区	8,100 + (地区賦課金)		

平成27年度 地区除外決済金について

今年度の地区除外決済金は下記のとおりです。農地を転用除外する場合に納付しなければなりません。

(単位:円)

事業地区		10a当たり決済金	事業地区		10a当たり決済金
維持管理	1 償却資産準備金	91,169	維持管理	14 今江第1地区	3,000
	2 全地区	432,239		15 今江第3地区	8,000
	3 明治地区	99,293		16 北部第1地区	10,000
	4 出羽地区	176,543		17 北部第2地区	10,000
	5 千歳地区	138,541		18 馬洗場地区	10,000
	6 久保手・隔間場地区	328,785		19 南山形地区	163,373
	7 出羽・明治地区	136,398		20 八ヶ郷地区	150,328
	8 十文字地区	284,331		21 中部地区	210,815
	9 西部地区	106,059		22 長表北部地区	74,185
	10 北部地区	47,365		23 中部地区(未整理地区)	14,359
	11 成安地区	113,099		24 松栄地区	119,335
	12 今江内表地区	10,000		25 玉虫地区	83,979
	13 今江中野地区	10,000			

平成27年度 各地区の除外決済金について

地区除外決済金を各地区毎に集計しますと、概ね次のようになります。

決済金の内訳は地区毎に異なりますので、詳しくは土地改良区までお問い合わせ下さい。

(単位:円)

地区名	10a 当たり 決済金
南山形地区	523,408円 (全地区決済金1+2) + 163,373円 (地区決済金 19)
玉虫地区	523,408円 (全地区決済金1+2) + 83,979円 (地区決済金 25)
西部地区(ほ場整備内の田)	523,408円 (全地区決済金1+2) + 106,059円 (地区決済金 9)
西部地区(ほ場整備外の田)	523,408円 (全地区決済金1+2)
※ ほ場整備内・外の畑については別算定となります。	
久保手・北ノ原・隔間場地区	523,408円 (全地区決済金1+2) + 328,785円 (地区決済金 6)
北部(一般地区)	523,408円 (全地区決済金1+2) + 47,365円 (地区決済金 10) + 当該地区維持管理決済金 ※ 当該地区維持管理決済金については、12・13・14・15・16・17・18のいずれかが加算される。
北部(成安地区)	523,408円 (全地区決済金1+2) + 160,464円 (地区決済金 10+11)
出羽(西地区)	523,408円 (全地区決済金1+2) + 312,941円 (地区決済金 4+7)
出羽(東地区)	523,408円 (全地区決済金1+2) + 176,543円 (地区決済金 4)
明治地区	523,408円 (全地区決済金1+2) + 235,691円 (地区決済金 3+7)
八ヶ郷地区	523,408円 (全地区決済金1+2) + 150,328円 (地区決済金 20)
中部地区	523,408円 (全地区決済金1+2) + 210,815円 (地区決済金 21) + 当該地区維持管理決済金 ※ 当該地区維持管理決済金については、22・23・24のいずれかが加算される。
千歳地区	523,408円 (全地区決済金1+2) + 138,541円 (地区決済金 5)
十文字地区	432,239円 (全地区決済金2) + 284,331円 (地区決済金 8)

利水豊穰春の祈願祭 が執り行われました



【利水豊穰の碑】

昭和五十六年に初めて最上川の水が山形盆地に通水された日を記念し、毎年行っている祈願祭。今年も四月二十二日に最上川と馬見ヶ崎川の清水による「合水」の儀、「祈願礼拝の儀」を執り行い、役職員全員で豊水、豊作と農作業の安全を祈願いたしました。



【合水の儀】

「ESGO」事業に伴う記念碑移設



(株)山形発電 南館発電所の更新事業が平成二十八年から行われます。それに伴い、発電所前にある記念碑の移設が必要のため、六月三日に移設先の支障木伐採のお祓いが執り行われました。



当地区は、中流事務所より北東部に位置しています。また、立谷川を間にして天童市高掬地区の一部も含んでおり、出羽地区・明治地区の両管理委員会にまたがる、約三五〇haの受益面積があります。近年、高速道路ができたことにより、土地が東西に分断されましたが、この地域は、緑豊かな平坦地で、稲作・果樹・野菜等、農業の盛んなところ。しかし、最上川の水が来る前は、水の便が悪く、自然取水によるものは、立谷川からの二堰があるのみで、ほとんどの地域が四六ヶ所に設置した揚水機（そのうち一四ヶ所は深井戸）により行っていました。その後、最上川の水が来ることにより、新たな水利事業がなされ、出羽・明治かんばい事業（幹線水路工事・パイプライン埋設工事・揚水機設置工事）により、水の有効利用や平等な水の分配という近代的なシステムが構築されました。これにより、地域の組合員は新たな農業の時代を期待することとなりました。

ところが、その後の経済事情の変化により減反事業が始まり、米価の低迷と重なって多額の償還金に長年苦しみました。しかし、近年、償還も終わり、以前よりは多少経営も楽になりました。現在、当地区も高齢化が進み、農作業の事故が懸念されます。そのため、農道の切り下げ工事や十字路の舗装等を行っています。担い手に対しては、畦畔の除去により、大型機械の対応ができるように、本年度より取り組む予定です。施設の老朽化が進み、揚水機の更新、パイプラインの劣化、今後の電力料金の値上げ等、多難な道のが予想されます。こういう時だからこそ、節水や水の有効利用に組合員の皆さまの格段のご協力をお願いいたします。当管理委員会としても、更なる経費削減と、組合員の利便性を図るため、一致団結してがんばりたいと思います。



【終点分水工から望む出羽・明治地区】

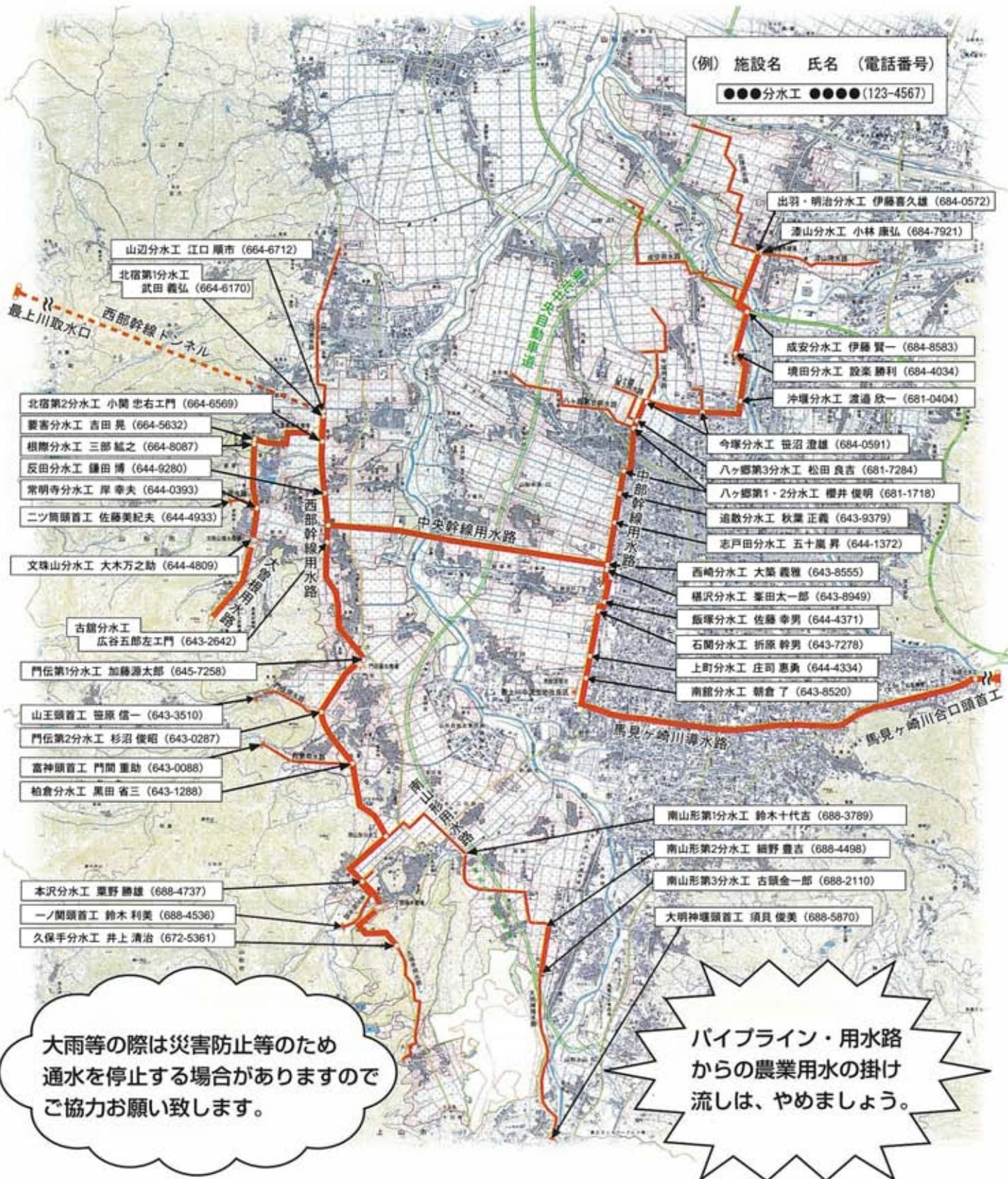
管理運営委員会だより

出羽・明治地区維持管理委員会 委員長 海和盛行

◇水利のご相談は地元の水利調整委員まで◇

当土地改良区は、用水の管理にあたり限りある水の有効利用を図るために、水利調整委員会を設置しています。水利調整をしていただく38名の各分水工等の水利調整委員は次の方々です。組合員皆様の水利に関するご要望は、土地改良区事務所に直接ご連絡くださっても対応できませんので、必ず地元の水利調整委員に連絡してください。

水利調整委員会 ◎委員長 松田 良吉 ○副委員長 峯田 太一郎・鎌田 博





◇◇◇土地改良区への通知義務について◇◇◇

忘れていませんか？ こんな時は土地改良区へ届けましょう

【組合員の資格変更】

公共機関（市町、農業委員会、法務局等）及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等は変更されません。賦課の基準は毎年4月1日現在の土地改良区の台帳に記載されている事項を対象に賦課しておりますので、移動等がありましたら、速やかに届出下さい。

1. 所有権や耕作権の移動（売買、賃貸借、交換）
2. 死亡又は生前贈与等の名義変更
3. 農業者年金受給のため経営移譲
4. 住所等の変更
5. 賦課金の振替口座関係の変更

【農地転用】（公共用地に買収された時も届出が必要）

1. 農地を転用等により地区から除外する場合は、地区除外決済金を納付していただきます。
2. 公共事業による農地買収の場合も届出が必要です。そのままにしておきますと賦課面積の変更は生じません。

【土地改良施設の他目的使用の届出】

土地改良施設（用排水路・農道等）を下記の目的等で使用する場合は、『土地改良施設使用許可申請書』を提出し、許可を得て使用料を納付してから使用することになります。

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. 雨水排水の放流 | 6. 農地改良に伴う農道使用 |
| 2. 工場等の雑排水放流 | 7. 下水管、水道管、排水管等の埋設 |
| 3. 水路への蓋（橋）掛け | 8. 電柱等の設置 |
| 4. 工事に伴う水路敷使用 | 9. 宅地への通用路としての農道使用 |
| 5. 工事に伴う農道使用 | |

注意！ 滞納賦課金は新組合員が継承

※ 滞納されている土地の権利を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）により新組合員が滞納賦課金を支払わなければなりません。

当土地改良区施設使用料及び手数料

一、土地改良施設の他目的使用料

（農道使用の場合）

個人 一件年額 二、〇〇〇円

※ 尚、組合員以外の場合には別料金となります。

二、境界の立会い

● 境界立会申請

一件 五、〇〇〇円

● 誤謬訂正の申請

一件 一〇、〇〇〇円

● 測量

実費

三、各種意見書交付手数料

一件 一、〇〇〇円

（農地転用に係る手数料は、面積によって異なります）

四、各種証明書交付手数料

一件 一、〇〇〇円

五、農地改良に係る手数料

一件 一、〇〇〇円

※ ※ 別途、消費税がかかります。

詳細については、最上川中流土地改良区事務所まで、お問い合わせください。

平成27年度 地区管理運営委員会と担当職員

- ◇改良区全体に関すること 事務局長 進藤 耕司
- ◇総務に関すること 次長(兼)総務課長 安達 久美子
- ◇財務に関すること 財務課長 鈴木 秀樹
- ◇管理に関すること 次長(兼)管理課長 原田 正昭

当土地改良区には、10の管理運営委員会と2つの維持管理委員会、1つの委員会があり、それぞれの地区の運営・維持管理・賦課金の徴収・役員候補者の推薦・その他のことについての仕事をしています。

	地区委員会	委員長(☎)	副委員長(☎)	地区担当職員
1	明治	東海林 貞悦 (684-1672)	佐藤 薫 (684-3918)	神保 明子 羽角 正明
2	出羽	海和 盛行 (684-8604)	長瀬 正美 (684-5598)	丸子 宏 (684-5848) 秋葉 真理 柴崎 健一
3	千歳	設楽 静雄 (681-0642)	渡邊 欣一 (681-0404)	原田 正昭 有路 樹
4	北部	荒木 利孝 (681-1016)	松田 良吉 (681-7284)	齊藤 和夫 加藤 裕二
5	八ヶ郷	安達 藤治 (681-8382)	遠藤 勇 (681-1902)	大狭間 邦晃 山本 竜也
6	中部	斎藤 嘉雄 (684-0038)	大築 義雅 (643-8555)	鈴木 秀樹 山本 竜也
7	南山形	須貝 俊美 (688-5870)	古頭 金一郎 (688-2110)	石山 廣昭 細野 諭 寒河江 秀明
8	久保手・隔間場	井上 清治 (672-5361)	鈴木 秀二 (688-5159)	井上 正博 (672-2179) 秋葉 真理 柴崎 健一
9	西部 須川西部 山辺南部	小林 幸一郎 (644-1788)	門間 重助 (643-0088)	羽角 正明 石山 廣昭
				大狭間 邦晃 加藤 裕二
10	玉虫	江口 順市 (664-6712)	相澤 嘉助 (664-5369)	遠藤 愛実 品川 康臣
1	出羽・明治	海和 盛行 (684-8604)	東海林 貞悦 (684-1672)	細野 諭 有路 樹
2	成沢	三澤 直己 (688-4243)	伊藤 公一 (688-5061)	神保 明子
1	十文字	高橋 賢一 (686-5859)	高橋 正善 (687-3824)	遠藤 愛実 安達 久美子

四月一日付で採用されました。まだ未熟ではありますが、一生懸命に全力で職務に取り組んでいきたいと思っております。皆さんよろしくお願ひ致します。



《新規採用》
総務課 寒河江 秀明

おのびなわります
今年四月の統一地方選挙において、当区組合員の次の方が県・市議会議員に当選されました。
(当選回数が多い順)
◎県議会議員
広谷五郎左エ門(村木沢)
金澤 忠一(羽黒堂)
大内 理加(七浦)
奥山 誠治(やよい)
◎市議会議員
加藤 孝(村木沢)
今野 誠一(船町)
須貝 太郎(津金沢)

事務局機構と職員

平成二十七年四月一日現在、事務局体制です。宜しくお願ひします。

事務局長 進藤 耕司

◇総務課

次長(兼)課長(兼)会計主事・係長 安達 久美子
総括主幹(兼)総務係長 齊藤 和夫

課長補佐(兼)庶務係長 (兼)多面的機能支払統括 石山 廣昭

主事 神保 明子
主事 遠藤 愛実

主事補 寒河江 秀明
事務雇員 神保 幸美

臨時 伊藤 智保

◇財務課

課長(兼)管財係長 鈴木 秀樹

課長補佐(兼)賦課徴収係長 (兼)多面的機能支払主幹 大狭間 邦晃

主事 秋葉 真理
技師 品川 康臣
臨時 伊藤 智保

◇管理課

次長(兼)課長 原田 正昭

総括主幹(兼)管理係長 羽角 正明

水利係長 柴崎 健二
主任 加藤 裕二
主事 細野 諭

技師補 山本 竜也
技師補 有路 樹
臨時 畑由美子

注目! 平成27年度から多面的機能支払が法律に基づいた安定的な制度となります。

多面的機能支払交付金 活動組織紹介



【玉虫沼堤体の草刈り】

会長 江口順市

本会は、旧玉虫土地改良区を範囲とし、十四組織の参加団体で構成しています。協定農用地一・一三ha、開水路三・四・二km、農道一三・一km、ため池一箇所の農業施設があります。ため池は玉虫沼といつてヘラブナやブラックバス釣りのメッカとなっています。農道や水路の補修更新等を行います。ながら、組織会員で花壇の整備を行い、看板も設置しました。農業・農村が有する多面的機能について地区民にご理解とご協力を頂きながら、今後も地道に続けていかなければと思っております。今年度もご協力をよろしくお願います。

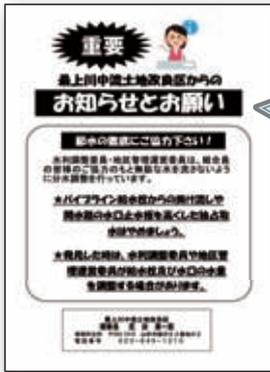


【花壇整備】



【看板設置】

山野辺玉虫地区ふるさと保全の会



お知らせとお願い

土地改良区では、組合員の皆様の協力のもと、無駄な水を流さないよう水量調節を行っています。

◎**掛け流し**はやめましょう

◎**節水の徹底**にご協力ください

職員募集のお知らせ

平成二十八年度職員募集いたします。

詳細が決まり次第、当改良区のホームページ等でお知らせいたします。

ホームページ：
<http://www.mogami-churyu.jp>

職員退職

長い間ご苦労さまでした

池野 兼 司 さん

平成二十七年三月三十一日付

このたび一身上の都合で退職しました。

これからの活躍を祈念します。

ご冥福をお祈りいたします

総代 宮部 勝 幸氏

(山形市門伝)

平成二十七年三月一日 逝去

(享年七十一才)

平成九年十月七日総代に就任し、長きにわたりご活躍されました。

謹んで哀悼の意を表します。